

奈良県第3次子どもの貧困の解消に向けた対策及び第5次ひとり親家庭等自立促進計画策定の考え方

資料4-1

I 計画策定の概要

1. 計画策定の趣旨

- 国こども大綱（R5年度策定）を踏まえR6年度に改正された「**こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律**」及び「**こどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱**」（R5年度策定）の考え方を反映する。
（以下、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」を「こどもの貧困解消法」、「こどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱」を「国こどもの貧困解消大綱」という。）
- 「**母子及び父子並びに寡婦福祉法**」に基づく、「**母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針**」（R6年度策定）の考え方を反映する。
（以下、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」を「母子父子寡婦福祉法」、「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」を「国基本方針」という。）
- **奈良県こどもまんなか未来戦略**（計画期間：R6～R11年度）との整合性をとるとともに、**奈良県こどもの生活に関する実態調査**（R7年度実施）の調査結果を反映する。

【こどもの貧困解消法】・【国こどもの貧困解消大綱】・【国基本方針】（主な内容を県で整理）

【奈良県こどもまんなか未来戦略】

■ 法律改正

- 法律名の変更
→「**こどもの貧困の解消に向けた対策**」
- 目的の明確化
→こどもが**適切な養育・教育・医療を受けられないこと、多様な体験の機会を得られないこと、権利利益を害され社会から孤立することのないようにする**
- 基本理念の追記
→こどもの**現在の貧困を解消し、こどもの将来の貧困を防ぐ**
→貧困の状況にある者の**妊娠から出産、そのこどもがおとなになるまでの過程の各段階において支援を切れ目なく行う**
→背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、国民の理解を深めることを通じて、**社会的な取組として推進する**
- 指標の追加
→「**ひとり親世帯の養育費受領率**」の追加

■ こどもの貧困の解消やひとり親等の支援に係る施策

- 【貧困・ひとり親共通】
- 子育て支援・教育の支援
→**学校教育の充実・学校教育の体制整備**
- 生活支援
→**住居の確保・保健医療サービスの利用支援**
- 就労支援
→**雇用の安定**
- 経済的支援
→**こどもや家族の生活実態を踏まえる**
- 【ひとり親のみ】
- 相談体制の整備
- 養育費確保、親子交流の取決めの促進
- 広報啓発
- 相談・窓口対応職員に対する研修等の実施

■ 取組方針及び施策（※主な内容）

- 若い世代、ひとり親世帯への就労支援・所得の向上
→ひとり親家庭等への**就労・生活支援の充実**
- 困難な状況に置かれているこども・子育て世帯に対する相談体制、支援等の充実
→ひとり親家庭等への**就労・生活支援の充実**
→**ヤングケアラー支援**

2. 計画の根拠法令等

- 〈根拠法令〉 ※ 2つの計画を一体的に策定
 - こどもの貧困解消法に基づく、**こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画**（第10条 努力義務）
 - 母子父子寡婦福祉法に基づく、**ひとり親家庭等の自立促進計画**（第12条 努力義務）
- 〈計画期間〉 ※ R12年度以降、次期奈良県こどもまんなか未来戦略に統合予定
- **R9～R11年度（3年間）**

3. 計画の策定経緯

- R3.3 : 「奈良県第2次子どもの貧困対策及び第4次ひとり親家庭等自立促進計画」を策定（期間：R4～R8年度の5年間）
- R6.6 : 「こどもの貧困解消法」を改正
- R7.3 : 「国基本方針」を策定
- R7.8～9 : 「奈良県こどもの生活に関する実態調査」を実施
- R8.1 : 「奈良県子どもの貧困対策会議」で計画改定の考え方の議論を実施

4. 策定スケジュール

- 本会議：令和8年度第1回会議
→**計画策定の方向性について検討**

R7年度	R8年度			R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
現計画（R4～R8年度）							
実態調査 (R7.8～9)	次期計画検討			次期計画（R9～R11年度）			奈良県こどもまんなか 未来戦略に統合
	第1回会議 (8月頃)	第2回会議 (11月頃)	パブリックコメント (1月頃)				

II 計画策定の基本的な考え方

1. 計画策定の方向性

- 4つの「基本方向」・「施策の柱」と12の「推進施策」を次期計画においても基本的に継承しつつ、関係法令・大綱等の考え方や調査結果を反映し、**内容をより充実**させる。
- 上記の内容と社会的な動向等を踏まえて、「具体的取組」と「成果指標」を全体的に見直していく。

2. 計画の4つの基本方向と施策の柱

現状と課題

①親の「不安定な就労・経済状況」

- ・母子家庭の世帯年収は、約4割が200万円未満
- ・母子家庭は半数以上が非正規雇用
- ・ひとり親の生活の悩みは「生活費」が最も多い
- ・物価高騰が家計に大きな負担をもたらしている

②親の「不安定な子育て・生活環境」

- ・母子家庭の非就業の理由は、「こどもの世話が必要だから」が最も多い
- ・ひとり親は子どもと一緒に過ごす時間が取れていない割合がより高い

③こどもの「生活における格差」

- ・世帯年収が低いとこどもの「生活の満足度」や「幸福度」の割合が低い
- ・世帯年収が低いと、学習塾や習いごとに通っている割合が低い

④こどもの「教育における格差」

- ・全世帯と比較して、生活保護世帯のこどもの高等学校進学率は低く、高等学校中退率は高い
- ・全世帯と比較して、生活保護世帯のこどもの大学進学率は低い

課題解決の視点

【経済的自立の促進】

親への就労支援や養育費確保のためのさらなる支援等を通して、世帯の経済的自立を促進していく

【子育て・生活支援の強化】

親が安心して、子育てしながら、生活することができるように支援するとともに、**仕事とも両立することができる環境をつくる**

【こどもの自己肯定感と将来展望をはぐむ】

心のケアや生活習慣の定着等のこどもの**生活における支援**の充実を前提として、**多様な体験の機会の提供**等により、生活の満足度や幸福度を高めるとともに、自己肯定感や意欲を培う支援が必要

【教育支援の強化】

こどもが学び続けることができ、進学希望をかなえることができるための支援が必要

課題解決のための基本方向

ひとり親・生活困窮家庭等の親への就労・生活自立支援

経済的困難等厳しい状況におかれているひとり親家庭・生活困窮家庭などに対し、子育て・生活支援や就労支援等により、**自立し、安心して子育てしながら、生活することができる環境**での活躍を促進する

こどもの生活と学びの支援

家庭の経済状況に関わらず、すべてのこどもが能力・可能性を最大限に伸ばし、自分の夢に挑戦できるよう**生活と学びの支援を充実し、貧困の連鎖を断ち切り、将来の貧困を防止する**

施策の柱

I 親が子育ての支援を得ながら社会の担い手として力を発揮できる環境づくり

【推進施策】

- (1) 暮らしの安定のための子育て・生活支援
- (2) 経済的自立のための就労支援
- (3) **仕事と両立して、安心して子育てしながら、生活することができる環境づくり**
- (4) 養育費確保と親子交流の支援

II こどもの「伸びていく力」をはぐむ

【推進施策】

- (5) こどもの悩みに気づき受け止める心のケアや**生活習慣の定着等の生活支援**の充実
- (6) 多様な主体によるこどもの学びと**体験の機会の提供**
- (7) **こどもが学び続けることができ、進学希望をかなえることができるための支援**

II 計画策定の基本的な考え方

2. 計画の4つの基本方向と施策の柱

現状と課題

⑤親の「社会・地域における孤立」

・一定数のひとり親が子育て・生活の悩みについて、「誰にも相談しない」「適当な相談相手がいない」と回答

⑥こどもの「社会・地域における孤立」

・全世帯（約19%）と比較して、ひとり親世帯のこども（約27%）は放課後にひとりで過ごしている割合が高い
 ・こども食堂の認知度（約94%）は高いが、利用したことがある人（約27%）は少ない
 ・令和7年度ヤングケアラー支援に関する実態調査では、約11%の児童生徒が「週3日以上」かつ「平日3時間以上」ケア（過度な「家族の介護・日常生活の世話等」）していると回答

⑦行政の「支援体制のさらなる強化の必要性」

・市町村の計画策定数は現行計画の目標を達成できていない
 ・妊娠・出産から子育て期の支援を一体的に担うこども家庭センターの設置がR6年度より進められている（32/39市町村）
 ・「スマイルセンター（ひとり親家庭等総合相談窓口）」や「母子父子寡婦福祉資金」等のひとり親支援施策の認知度が低調

課題解決の視点

【地域で親を支える】

親が孤立することのないように地域全体でサポートする体制が必要

【地域でこどもを支える】

家庭外で地域のこどもや多世代の多様な人と関わる地域の居場所（こどもの居場所）づくりが必要

【行政の支援体制のさらなる強化】

市町村が担うひとり親・生活困窮家庭等の包括的支援機能を下支えし、妊娠・出産・こどもがおとなになるまでの各段階において切れ目なく支援するとともに、関係機関のさらなる連携強化も必要

【支援につなげる】

支援・制度等をひとり親家庭等に十分に周知し、利用につなげる、体制の強化が必要

課題解決のための基本方向

多様な人が親に寄り添う地域づくり

地域の多世代の多様な人がこどもと接することで、こどもたちが困難な状況に陥らないよう個々に必要な支援に気づき、こどもの年齢や発達^①の程度に応じて、その意見を尊重し、こどもの最善の利益を優先して考慮しながら、関係者とともに親子の孤立を防ぐ地域づくりを推進する

福祉・教育等施策横断による切れ目のない支援体制の強化

市町村計画の策定を支援するとともに、就労、住まい、教育、医療^②など、ひとり親家庭等の複合的なニーズにワンストップで対応し、妊娠から出産、こどもがおとなになるまでの各段階における切れ目のない支援につなげる体制を強化する

施策の柱

Ⅲ 地域全体で親子を支える仕組みづくり

【推進施策】

- (8) 地域全体で親子を支える気運の醸成
- (9) 地域における多様なこどものはぐみ活動と親子の居場所づくりの促進

Ⅳ 行政における切れ目のない総合的な支援体制の強化

【推進施策】

- (10) 市町村における計画的な施策推進の支援
- (11) あらゆる困りごとを把握し、支援が必要な親子に日常的に寄り添い適切な支援につなげる仕組みづくり
- (12) こどもや家庭にかかわる関係機関が連携した支援を行うための体制の強化